

ルターの抵抗権思想における 服従の問題

早乙女 禮子

キリスト者は神のことばを聴き、聴いたことに応答する自由と責任を有する。

このことはなによりもまず信仰と服従との関連で捉えられることを意味する。すなわち信仰において服従すること、つまり信仰に服従すること、その際服従は信仰と一致しているのではなくて、服従は信仰において支えられ、かつ信仰は服従において確証される(ローマ人への手紙 1・5、6・17⁽¹⁾)ことを意味する。

さて、ルターは服従概念を信仰と愛(信仰義認)から律法と福音に関連づけ、すなわち弾劾する性質をもつ律法と、赦し、救う性質をもつ福音の区別と統一を論じている。かつ能動的義と受動的義のそれとしても論じている。因みに能動的義は律法の第一用法(市民的用法)と呼ばれ、政治的な義、儀式的な義⁽²⁾、十戒の義もその範疇に数えられる。受動的義は律法の第二用法(神学的用法)と呼ばれ、キリスト教的義、信仰の義、神の義を意味し、信仰により、神がイエス・キリストによって与え給い、かつキリスト者が受け入れる義である。さらにルターには

律法の第三用法 (tertius usus legis) と呼ばれるものが存在する。すなわち律法を良心、理性、自然法等と結びつけ、キリスト者が信仰と愛とによって、相関的に関わる用法である。ルターにとって信仰と愛の相関関係は最も重要なものと思惟される。前述のごとくルターにとって信仰と服従が福音弁証法的⁽³⁾、相関の関係であるように、この事態から服従と抵抗も表裏一体であることが看取され得る。

とくにこの事態をルターは『キリスト者の自由』(Von der Freiheit eines Christenmenschen, 1520, WA 7:3-38, Cl II, 112⁽⁴⁾)の最終節で、キリスト者の存在と、当為を、福音弁証法的に論証している。

「信仰により神から自由を授与されたキリスト者は、もはや「自己のために生きるのではなく、キリスト者と隣人において、すなわちキリストにおいては信仰をおして、隣人においては愛をおして生きる」(WA 7, 38)とどうことである。

ここではルター思想の根本概念である、キリスト者の自由(内的自由と外的自由(奉仕))を根拠として、ルターの関連著作に依拠しつつ、抵抗事例を服従の視点から検討したいと思う。

一

ルターはキリスト者の存在および当為の倫理規範をつねに信仰による神への服従と愛による隣人への奉仕(わざ、行為)と

に、また魂は靈的、内的自由（神關係）と身体的、肉的、外的自由（隣人、この世關係）との區別と同時に福音弁証法的、統一的に関わるという仕方⁽²⁸⁾で定義づけている。

このキリスト教的人間觀の根拠づけが國家的權威にも適用されていると思惟される。

とりわけ國家的權威の根拠づけは『この世の權威について』⁽²⁹⁾（『俗權論』）（Von weltlicher Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig sei, 1523, WA 11, 245-280. CI II, 360-394）の中で詳細に論じられている。

まず國家的權威の基礎原理として、ローマ人への手紙 13・1以下、ペテロの第一の手紙 2・13以下、マタイによる福音書 5・38以下、使徒行伝 5・29を根拠にして神權措置⁽³⁰⁾の國家的權威の秩序づけとその限界を明確にした（WA 11, 247）。それと同時に信仰による國家的權威への服従を義務づけ、抵抗權の否定を勧めた。

すなわち國家的權威への不服従と抵抗は、とりもなおさず神御自身に対する不服従と抵抗を意味することをルターは強調したのである。これらの根拠からキリスト者は國家的權威への服従義務が要請される。

ただしキリスト者は福音侵害の場合のみペテロ（使徒行伝 5・29）の「人間よりも神に従うべきである」という聖句を根

拠にして、國家的權威（外的統治）外的自由）の信仰領域（内的統治）内的自由）への介入を許さず、正しい良心に基き、新しい服従という、最もラディカルな内的、靈的、受動的抵抗を要請している。

ルターもこの事態をマタイ 22・21で、「イエス御自身も「カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい」と要約している」（WA 11, 266）と指摘している。

このイエスの回答は、「他人の所有物はその人に返しなさい」というのがその根本主旨である。

この字義の意味はキリスト者の存在と當為の指標として律法の統治する國家領域と福音の統治する靈的領域の区分と同時に統一的な関わり方を示唆している。すなわちキリスト者は信仰において神に服従すると同時に愛をとおして隣人に、國家領域に服従すること、したがってルターの思惟は愛によって働く信仰Ⅱ愛を形成する信仰（Hdes fornam caritatem）であり、キリスト者の存在と當為は信仰と愛とに区分されると同時に、信仰において全体として統一されていることを示唆している。

ただしキリスト者は個々の具体的状況において何が、國家領域に属するか、何処に、國家領域の限界があるか、自らを神の前に（coram Deo）置き、諾否を決断し、その事態に対し、信仰における自由と責任において服従しなければならぬ。

ルターのこの、福音弁証法的思惟形成の契機となったのは、ルターとローマ・カトリック教会ならびに熱狂主義者等の対立であった。すなわちカトリック教会はアリストテレス哲学体系を採用して「自然」に対する「超自然」の優位の理論を教会と国家との関係にも適用した。その事態に対し、ルターは神と神のことは信頼して、カトリック教会における靈的職務とこの世的職務との混同は峻別されるべきであると厳しく強調した。また熱狂主義者は、聖書とくに山上の垂訓を根拠にして、キリスト者にはこの世的統治は不必要である等と無政府主義的主張を行なったこと⁽⁹⁾に起因するというのが一般的認識である。

二

一、に述べた理論は國家的權威に対するルターのそれであるが、抵抗権思想から導き出される事例は大別して三つに分類することができるように思惟される。

この事例は『軍人もまた救われるか』(『軍人論』) (Ob Kriegesleute auch im seligen Stande sein können. 1526, WA 19, 623-662, CI III, 317-351) は農民戦争に参加した將軍マッサ・フォン・クラム閣下からの、キリスト者として戦争することの可否の回答を求められたことに由来している。

この事例はすでに『俗権論』の中ですでに簡潔に論じられてゐる¹⁹⁾。

ルターは戦争は次の三種類の人たちに関して起こりうるという (WA II, 277, 19, 632)。

その一は同等權威(同等の人たち)同志が戦う場合、その二は上位權威(上に立つもの)が下位權威(下のもの)に対して戦う場合、その三は下位權威が上位權威に対して戦う場合である。

三

第一に、その三の事例、下位權威が上位權威に対して戦う場合を取りあげる。

『俗権論』では下位權威は抵抗問題に遭遇しても、上位權威に対して信仰において福音の告白をもって事を処すべきこと、上位權威がそれを受容しないときは、忍従すべきである⁽¹⁰⁾と言ふ。

『軍人論』では下位權威は上位權威に抵抗してはならない。…主權に服従、榮譽、畏敬を捧げるのは神の戒め(ローマ 13・1)であり、人間も受容しているものである⁽¹¹⁾とルターは指摘する。

しかし個々の具体的状況において主權の服従に際して逡巡するときは、法の正義の中心概念である衡平 (Aequitas, aequitas, Billigkeit) に従い、行動すべきである⁽¹²⁾とルターは教えてゐる¹⁹⁾。

『俗権論』ではまだ「衡平」という概念は用いられていないが、諸侯の存在および当為として、自由な理性（信仰に照らされた理性）にとらわれない分別（自然法、黄金律等）とをもって相対すべきである（WA II, 278）と云う言表は注目すべきであるように思惟される。

そこで主権（上位権威）が福音を受容しない場合は別の侯国へ行きなさい。キリストも「一つの町で迫害をせられたら他の町へ逃げるべきである。」と云っておられる（WA 19, 634）と指摘している。

その根拠と理由として「復讐はわたしのことである。わたし自身が報復する」（ローマ 12・19、申命 32・35）、「人をさばくな」（マタイ 7・1）、「民の司を呪ってはならない」（出エジプト 22・28、使徒 23・5）（WA 19, 636）を挙げている。

すなわち下位権威（臣下、民）が上位権威（主権者）に抵抗することは、神権指定の国家的権威に抵抗すると同時に神への抵抗となるということ、このことは裁判と復讐を司る神と国家的権威を侵犯するのみならず、すべての自然法と衡平にも反するということ。つまり両親に感謝と尊敬への祈りをもつことと同様、臣下は主権者に従順に服従すべきである、とルターは教示しているのである。

国家的権威に服従することは、神への信仰（内的自由）に基き、愛のわざ（外的自由）がなされることを意味する。⁽¹⁵⁾

さらに国家的権威が福音侵害を続行するときは、抵抗すべきではなく、忍従すべきであり、あるいは移動すべきであるということ（WA 19, 634）⁽¹⁶⁾である。

福音侵害はこの世の常である。しかしキリスト者の内的自由である魂や良心まで侵すことはできない。

P・アルトハウスム、「国家的権威の命令権と強制の限界は臣下の服従の限界をも意味する。例えば福音の真理を否定し、かつそれと戦い、侵犯し、強制しようとするなら、国家的権威に対する服従は使徒行伝 5・29 により、その結末をもつ」と述べている。すなわち神と神のことばに従い、国家的権威に対する新しい服従（内的自由）を勧めているということである。

法律学的には抵抗権の否定、受動的抵抗という図式が顕現する。

四

第二に、その一の事例、同等権威（同等の人たち）同志が戦う場合を取りあげる。

『俗権論』では、同等権威同志（あるいは対下位権威、対外国の支配者）であれば、相手に正義と平和を申し出ること。相手の同意が得られなければ、力には力をもって防衛しなさい。

しかしその際、自分のこと、自分の地位保全を顧慮せず、領民の保護、平和のみを考え、愛のわざを行ないなさい。すなわち全土が危険にさらされているので、すべてが滅亡してしまわないように、神が加護しようとしておられるかどうか、敢えて防衛戦争を試みなさい (WA 11, 27)。とルターは教示している。

『軍人論』では、同等権威同志間の戦いは、一、止むを得ずにするもの、二、神への恐れをもって起こるといった戦争事例でなければならぬという。

ここでは前者の『俗権論』の戦争事例も、後者の『軍人論』のそれも、正当防衛⁽²⁰⁾もしくは緊急避難⁽²¹⁾と判断することができるだろう。しかしすべては神の審判に委ねられるということ、すなわち具体的には神の主権のもとにある国家的権威(とくに裁判機関)が厳格な判断を下し、かつ制裁を課すということ、そしてその判決に服従しなければならぬということを描いている。

さらにたとえ同等権威同志間の戦いであっても、「私の隣人が強制して、私に戦わざるを得ないようにした。私はかえって戦争なしですませたかったのである」と言いうるほどの証拠と良心を持っているのでなければ、戦争は正しいものではない (WA 19, 647f)。とルターは言う。

この要請を遵守しうる者があるとすれば、キリスト者である

領主、諸侯であらう。

まずキリスト者は信仰において自分自身のための人間であり、他者のために神を信仰するのではなく、自分自身のために信仰する。しかし領主、諸侯は自分自身のための人間ではなく、他者に仕えるべき人間である (WA 19, 648)。つまり彼等が「剣を帯びること」(ローマ 13・4)の根拠は、臣下を守り、防衛し、平和を保つ義務があるということ (WA 19, 648)。このことが彼等の職務(愛のわざ、Ⅱ外的自由)であるとルターは指摘する。

ところで「戦争を行なう者は不正であり、はじめに刀を抜くものが打たれ、最後には罰せられる」ということがルターの根本理解である。

それ故に「正しい戦争」と名づけられるような事例は殆どないということ、概して戦争は領主、諸侯の利己的な動機、外国の財産および所有への渴望、名譽欲、侮辱された自尊心、怒り、復讐心に起因しているということ (WA 19, 648)⁽²²⁾、したがって戦争は正当防衛、防衛戦争(緊急避難)に限定されるということ、そしてキリスト教諸侯には戦争行為は禁止されているということが言いうる。

それにも拘らず戦争行為の必然性に導き出された場合、『俗権論』では、相手に正義と平和を申し出ても、相手の同意が得

られないときは武力には武力によって鎮圧してもよい。しかしその際自分のこと、自己の地位保全を顧慮せず、領民の保護、平和のみを考え、愛のわざを行ないたい。全土が滅亡しないように神にすべてを委ね、防衛戦争を試みてよいということ。

『軍人論』では、戦争の目的は民(臣下)の平和を守り、敵を戦いよって罰すること以外であってはならない。そして領主諸侯は、神に対しては小心、臆病、謙虚さをもって、人間の義ではなく、神の義(信仰の義)に従って、神に事を委ね、その結果、謙虚な神を恐れる心をもって、勇敢かつ大胆に戦うべきである(ワ19, 651, 11, 278)。そして結果はどうであろうとも神の審判に委ねられるということを示すルターは教示しているのである。

『俗権論』の言表も、『軍人論』のそれも多少のことばの異同はあっても、信仰における良心に基いた決断に従い、なされる愛のわざを意味し、キリスト者の内的自由と外的自由との区別と同時に相関性を顕現させる。

信仰義認の立場においては、同等権威同志間の戦いから導き出される結論は、神への信仰における絶対的服従が原則である。

法律学的には抵抗権は正当防衛、緊急避難の場合のみに限られると思惟される。

五

第三に、その二の事例、上位権威(主権者)が下位権威(臣下、民)に対して、正当に戦争することが可能か、否かの事例である。

この事例においても、臣下は主権者に服従しなければならぬ。さらに神のことばをもって暴君の不正すら忍従しなければならぬ(ワ18, 633, 652)。ということが原則である。

『俗権論』でも臣下は身体も財産もかけて主権者に服従する義務がある(ワ11, 288)。とルターは指摘している。

神権指定の国家的権威(主権者)(ローマ13・1以下等)に、すなわち主権者に服従することは神に服従することであり、かつ愛のわざ(外的自由)であることは周知のごとくである。

したがって臣下(民)は抵抗したり、復讐したりすることなく、「神のために」忍従しなければならない。その審判は神のみが行ない給うこと、したがって復讐、報復は神の権限である。つまり事の処理に際し、主権者は現世の法に従って政治を行ない、法を施行し、正義に基き、法を運用すること、また神の戒めに基いて正しい裁判と正しい判決を下すことは衡平にかなうことである(ワ19, 640f)。

しかし主権者の権限は現世の事柄(外的自由)のみに限定され、良心、魂の領域(内的自由)には及ばない(ワ11, 262)。理性、衡平の領域の事柄であって、信仰の領域の事柄ではない

こと、そしてすべては神の秩序のもとにある（神の自由）ということを示唆しているのである。

次に農民達が主権者への抵抗（農民戦争）という手段を用いたことは誤謬である、とルターは言う。

すなわちキリスト者は不正な、暴君的な国家にも服従すべきこと（WA 19, 637）、国家的権威には暴力をもって抵抗すべきではなく、福音の真理の告白をもってのみ対峙すべきこと（WA 11, 277）。主権者への抵抗（臣下の自力救済＝農民の反乱等）を非キリスト教的、かつ神への不服従とルターは解釈した（WA 19, 641）。

農民たちの要求は正しい事柄ではあったが、彼等は神のために忍従し、かつ待望することを断念して、武力（反乱）という手段に訴えた。その結果正しい事柄も不正な事柄となった。

それ故に主権者により戦争という手段で神の審判を受けるのは当然、かつ正しいということ、したがって上位権威は下位権威に対して（つまり諸侯は貴族に対して、皇帝は諸侯に対して）謙虚な神を恐れる心をもって勇敢かつ大胆に戦うこと、このことも愛のわざであり、神の自由から発出する外的自由だということ、ルターは示唆しているのである。

しかし主権者の戦いが不正であり、かつ臣下がその戦いの不正を知っているときには、使徒行伝 5・29 のペテロのことばに

従って、人よりも神を恐れ、神に従うべきであり、戦ってはならず、仕えてはならないという。

つまり臣下は受動的、靈的抵抗（新しい服従）という手段に訴え、国家的権威に魂を譲渡しないこと、法の領域では正義（衡平）によって処理するということ、さもなければ臣下（民）は神に対して正しい良心を持つことができないということ、ルターは指摘しているのである。

信仰義認の立場からは、国家的権威への服従原理は不変である。

ただし法律学的には上位権威の下位権威に対する抵抗は、正当防衛、緊急避難（緊急戦争）の場合のみ、積極的な、能動的、武力的抵抗を承認していると思惟される。

六 結 語

神は神のことばによる靈的統治と法と剣によるこの世的統治によって、キリスト者、この世、国家を治めておられる。またキリスト者は神への信仰において神に服従義務をもつと同時に、神の愛によってこの世、国家に服従する義務をもつ。

したがってキリスト者はこの世における個々の具体的状況において良心の試練に遭遇し、国家的権威への服従に逡巡するとき、神への信仰において神のことばに信頼し、決断すべきであるというのがルターの根本理解である。ルターの抵抗権思想

はその最も顕著なものである。

この世の「正しさ」の規範は正義ということばで表現される。その古典的定式はユスティニアヌス法典「正義とは各人に彼の権利を与えんとする恒常的意思である」に遡及すると言われ、その命題の核心は「各人に彼のものを」(suum cuiusque)ということばにあり、それをアリストテレスは配分的正義の概念として受容しているといわれている。⁽²⁵⁾ ルターも、正義(衡平)(*aequitas, billigkeit*)をアリストテレスから継承し、神のことはに照らして解釈し、受容しているように思惟される。すなわち神への信仰と愛における平衡関係を保持するものとして、正義(衡平)概念をそれに用いているということである。したがってルターの抵抗権思想、戦争観は、神と神のことはを中心にして、法律学的観点において解釈されているように思惟される。厳密には神学的法律学的解釈と言いうるだろう。

というのは信仰義認の立場からは、ルターの抵抗権思想には国家的権威への抵抗権の否定、すなわちそれへの服従義務以外の図式は見出せないからである。

ただし神学的法律学的観点において多少の異同が看取されうる。

一、キリスト教的下位権威の上位権威への抵抗権は否定され、服従義務を命じている。これがルターの根本理解であり、他の

事例にも共通している。

二、同等権威同志に対する抵抗権は、正当防衛、緊急避難の場合のみ、能動的、武力的抵抗権を承認している。

三、キリスト教的上位権威の下位権威への抵抗権は、正当防衛、緊急避難(防衛戦争)の場合のみ、かなり積極的な、能動的、武力的抵抗権を承認している。

しかしその結果は神の審判に委ねられ、国家的権威より厳しい制裁を加えられても、忍従しなければならないことを示唆している。

さらにシュバイエルの第二回帝国議會を境にして、シュマルカルデン軍事同盟以後、ルターの国家的権威に対する抵抗権思想は積極的変化をみせている。⁽²⁶⁾

とくにその中心課題は皇帝、教皇に対する抵抗権思想についてであるが、この問題については他の機会に譲りたいと思う。

ルターの思惟は十六世紀という時代にあつて、ルターが現実遭遇し、個々の具体的状況において、神への信頼を根拠として、神と神のことはに従い、キリストにある自由と責任とにおいて、かつキリストへの信仰と愛において、福音弁証法的に神の真理をいかに受容し、かつ実現するかにあつたと思惟される。

キリストの十字架に象徴される、この世に死して神に生きる、身体、肉に死して、魂、靈、良心に生きる (WA 56, 322) こ

の事態こそルターの把握した新しい服従ではないだろうか。

註

- (1) F. Frerichs, Gehorsam (1956) 1981. S. 1463f. Göttingen in: Evangelisches Kirchenlexikon.
 (2) WA 40 I. 40 f. (皇帝やらの世の君主たちや哲学者や法律顧問たちが考えている政治的義がある。また教皇の伝承とかそのほか同種の人間の伝承が教える儀式的な義がある。…)
 (3) WA 40 I. 40 f. In epistolam S. Pauli ad Galatas commentarius ex Praeactione D. Martini Lutheri collectus. (1531) 1535. 1911-1914.
 (世界の名著18ルター中央公論社徳善義和訳(抄訳)四六五頁以下)。
 (4) ルターにおける信仰と愛は区別されると同時に統一的に理解されている。愛は律法の領域に、市民的用法で限定されている。愛と信仰は区別されているが、愛の領域は、信仰の領域(良心)において、信仰者の存在と当為の全体と関連している。したがって律法と福音の区別と統一の弁証法は信仰と愛の区別と統一の弁証法を形成している。ルターにとって「信仰と愛」「律法と福音」の区別を統一する「信仰のみ」「福音のみ」である。その意味において信仰弁証法、福音弁

証法と云うものではないかと思惟される。(『ルターの間書』金子晴勇著五〇一頁以下参照)

- (5) 神権指定制とは神の主権によって指定制されたという意味である。
 (6) P. Althaus, Die Ethik Martin Luthers. S. 117. Gütersloh 1965.
 (7) E. Schweizer, Das Evangelium nach markus, NTD I. S. 139 Göttingen.
 (8) WA 40 I. 38f. In epistolam S. Pauli ad Galatas commentarius ex Praeactione D. Martini Lutheri collectus. (1531) 1535. 1911-1914.
 (世界の名著18ルター 邦訳五一五頁以下)
 (9) 『ルターの間書』創文社、金子晴勇著五〇〇頁以下)。
 (10) ルター著作集第一集5聖文社、徳善義和訳(解説)二三三頁以下。
 (11) WA 11. 277
 (12) WA 19. 633
 (13) WA 19. 631f.
 (14) G. Rost, Zum Verhältnis von Naturrecht und Geschichte bei Martin Luther. S. 121. in: Neue Zeitschrift für systematische Theologie. 4 Bd. Heft 1. 1962.

- (14) P. Althaus, op. cit., S. 122.
 (15) P. Althaus, op. cit., ibid.
 (16) P. Althaus, op. cit., S. 134.
 (17) P. Althaus, op. cit., S. 130. c. f. Artg 5. 29 (人間に從う
 たりは、神に從うべきものである。)
 (18) WA 19. 651 (止むべきことは、敵が隣人を攻撃し、し
 かけてきたとき、裁判、審問、条約を申し出ても、あらゆる
 悪口や悪計を忍んでも、おだやかに身を持していても、何の
 役にもたたず、かえって頭を突きたてて一直線に向かつてこ
 ようとするときのことである。)
 (19) WA 19. 651 (神を恐れるということは、人が正当な理
 由を頼みとせず、たとえ一本の葦笛のような最も小さい事が
 らにおいても細心、真剣、賢明であることである。)
 (20) 正当防衛(Notwehr)とは、自己または他人に対する急迫
 ・不正の侵害に対してこれを排除するためにやむを得ず、必
 要な方法をもってする防衛行為をいう。違法阻却原因のひと
 して解釈されている。我が国の刑法では、緊急防衛と同義に
 解釈され、法が例外的に認めた自力救済をいう。
 (21) 緊急避難(Notstand)とは、刑法では急迫な危険を避け
 るため、やむことを得ずになす侵害行為をいう。
 国際法では、国家が外国の違法行為に基づかない急迫した危

害に対して力をもって防衛しうる権利をいう。
 正当防衛か緊急避難かを判断する詳細な要件、最終的決定
 権は裁判機関がもっている。(新訂法学辞典、末川博編、日
 本評論新社参照)

- (22) P. Althaus, op. cit., S. 142.
 (23) P. Althaus, op. cit., S. 124.
 (24) P. Althaus, op. cit., S. 134.
 (25) E. Brunner, *Gerechtigkeit*, S. 20 Zürich 1943
 『正義』三一書店、酒枝義旗訳、三三頁以下)
 『哲学』雑誌所収、昭和五六年「正義論議スケッチ」長尾龍一
 著、八八頁以下)
 (26) E. Weymar, Martin Luther: *Obrigkeit, Gehorsam und
 Widerstand*. (1962) Darmstadt. 1972. in: Luther und die
 Obrigkeit.